



平成 19 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 ナブテスコ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 松本 和幸
(コード番号 6268東証第1部)
問 合 せ 先 総務・人事本部長 中村 秀一
(T E L 03-3578-7070)

当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の導入について

当社は、平成 19 年 5 月 8 日開催の取締役会において、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第 127 条本文に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。)、ならびにこの基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み(同条第 2 号ロ)としての当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)の具体的な内容を決定し、導入することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお本プランの導入につきましては、平成 19 年 6 月 26 日開催予定の当社第 4 回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)で株主の皆さまにご審議いただき、株主の皆さまのご承認を条件に導入することといたします。

本プランを本定時株主総会での株主の皆さまのご承認のもとに導入することにつきまして、平成 19 年 5 月 8 日開催の取締役会において、社外取締役 1 名を含む取締役全員一致で承認されました。また社外監査役 3 名を含む監査役全員からも同意を得ております。

なお会社法、証券取引法ならびにそれらに関する規制、政令、内閣府令および省令等(以下、総称して「法令等」といいます。)に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

記

1. 基本方針について

(1) 企業価値の源泉について

平成 15 年 9 月 29 日、当社はティーエスコポーレーション株式会社(旧帝人製機株式会社)と株式会社ナブコを完全子会社とする持株会社として設立され、その 1 年後の平成 16 年 10 月に両社を吸収合併いたしました。以来、両社のコア技術である「モーションコントロール技術」ならびに「制御システム技術」の融合により技術シナジーを生み出し、企業価値の増大を図っております。

当社グループは、航空機用機器、新幹線向けをはじめとする鉄道車両用機器、商用車用のブレーキ機器、産業用ロボット向けを主とした精密減速機、建設機械用油圧機器、

自動ドア、船舶用遠隔操縦装置など「空・陸・海」をカバーする幅広いモーションコントロール製品を扱っており、これらを4つの事業セグメント（精密機器、輸送用機器、航空・油圧機器、産業用機器）に区分し運営しております。各事業は、それぞれが独自の市場を形成し、特定の用途市場において国内外で高いシェアの製品を有しているとともに、他社には見られない独特のシナジーを生み出しています。

また、当社グループのお客さまは、それぞれの業界において世界トップクラスの企業であります。そのお客さまと築き上げてきた信頼関係も、当社グループにとっての企業価値の源泉であると認識しております。

当社グループが今後さらなる成長を遂げ企業価値向上を果たすためには、シナジーを最大化し、お客さまとの信頼関係をさらに強化していくことが必要であり、これらを実現するためには、個別最適、つまり各事業の独自性と、全体最適、つまり基盤技術・ノウハウ・人材の横断的かつ有機的な活用のバランスを取ることが必要不可欠であると考えております。当社では、当社グループを構成する事業全体を十分に把握した上で、迅速かつ適正な意思決定が実行できるコーポレート・ガバナンスの体制を構築しております。

(2) 基本方針の内容について

当社は、当社グループの企業価値の源泉が、以上で述べましたような当社グループが築き上げてきた経営資源に存することに鑑み、特定の者またはグループが、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式を取得することにより、当社グループの企業価値または株主共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者またはグループは当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および定款によって許容される限度において当社グループの企業価値または株主共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、当社が導入する敵対的買収防衛策に関する基本方針といたします。

2. 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた取り組みについて

(1) 企業理念について

当社グループは「ナブテスコは、独創的なモーションコントロール技術で、移動・生活空間に安全・安心・快適を提供します。」を企業理念に掲げ、平成26年度の当社グループの目指すべき姿として長期ビジョンを設定するとともに、その達成に向けた実行計画として平成17年度から平成19年度の3カ年を対象とする中期経営計画を策定し、推進しております。

当社グループが、すべてのステークホルダーにとって「価値のある存在」であり続けるためには、企業理念に基づき「多くの人命をお預かりし、多くの人々の生活をサポートするという使命と社会的責任を担っている」という信念の下、全グループ社員が一致団結し、永年蓄積された専門知識や専門技術に基づく顧客や取引先等との親密な関係、事業を営んでいる地域社会との信頼関係を構築・維持し続けることが重要であると考えております。当社グループはこのような取り組みを通じて、企業価値ひいては株主共同の利益の最大化を追求してまいります。

(2) 長期ビジョン・中期経営計画と株主に対する利益還元策

平成 17 年 5 月に 10 年後（平成 26 年度）の当社グループの目指す姿を示した長期ビジョンを制定し、その達成に向けたファーストステップの実行計画として、平成 17 年度から平成 19 年度を対象とした中期経営計画を策定しました。

「長期ビジョン」

社会とともに成長するグローバル企業集団 ～ 挑戦、創造、そして飛躍へ ～	
（平成 26 年度の経営目標）	
売上高	2,200 億円
営業利益率	15 %
ROE	15 %以上

「中期経営計画」

中期経営基本方針

① 新商品・新事業の創出

モーションコントロール技術の強化・進化による新商品・新事業の創出を重要課題とし、長期ビジョンの利益の源泉となる商品・事業の立上げに集中的に取り組みます。

② 既存事業の収益力強化

収益性の高い事業・高成長率が期待できる事業へ積極的に投資し、各事業の優位性の強化と弱みの克服に取り組みます。

③ 海外市場への積極的参入

海外市場への展開を強化します。特に中国を長期的な成長が期待できる有望市場、欧米を当社製品の重要市場と位置付け、両地域での事業展開を重点的に行います。

④ CSR 重視の経営

ステークホルダー（株主、取引先、従業員、社会等）を重視した経営を行います。また、地域の法令、規制、文化などを遵守・尊重し、高い倫理観をもって経営します。さらに、環境への配慮を重視します。

⑤ 組織風土の変革

効率的・効果的な人員配置を進め、グループ全体最適が促進される仕組みづくりを行います。また、長期的視点に立ち技術人材・海外人材の育成に取り組みます。

中期経営目標

① 利益ある成長

平成 19 年度の売上高目標を 1,550 億円、当期純利益目標を 95 億円としています。

② 効率性の向上

平成 19 年度末の ROA 8%、ROE 15%の達成を目指します。

③ 財務体質の強化

3カ年の累計フリーキャッシュ・フロー 250億円を目指します。

上記の売上高、当期純利益の目標は当期（平成18年度）で達成し、平成19年度の業績見通しとして、売上高1,650億円、当期純利益100億円と予想しております。

また平成20年3月末時点のROA 6%、ROE 13%、3カ年の累計フリーキャッシュ・フロー223億円と予想しております。

上記の中期経営計画の達成に向け邁進してきた結果、当社グループは設立期以来3期連続で増収増益を達成いたしました。今後はさらなる成長のため、海外市場への積極的な参入と新商品ならびに新事業の創出を加速させ、長期ビジョンの達成に向け取り組んでまいります。

また、株主さまに対する利益還元といたしましては、当社とグループ全体の業績をベースに、株主さまへの安定的かつ継続的な配当を基本とし、将来の企業価値を高めるための内部留保との調和を図ってまいります。内部留保金は、成長につながる戦略的な投資、機動的な資本政策の遂行のために使用します。

(3) コーポレート・ガバナンスの強化について

当社は、当社グループの永続的な価値の増大を目指すとともに、株主さまをはじめとするステークホルダーからさらに信頼される会社になるため、法令遵守はもとより、高い透明性と倫理観に基づく企業経営の実践に努めております。

当社は、当社グループの事業内容、事業特性に鑑み、意思決定の迅速化と業務執行責任の明確化を目的として執行役員制・カンパニー制を採用するとともに、これを統制する企業統治体制として取締役会、監査役（会）および会計監査人を設置しており、業務執行、経営上の意思決定・監督、経営監視の機能を明確に区分しております。

さらに、業務執行上の重要事項を審議する機関として、マネジメント・コミッティを設置しております。マネジメント・コミッティには常勤監査役も出席し、重要な取締役会付議案件は事前に審議し論点を整理した上で取締役会に上程することで、取締役会における意思決定の適正化および効率化を図っております。

現在、当社の取締役会は1名の社外取締役を含む10名で構成しています。また、取締役の経営責任の明確化を図るため、取締役の任期は当社の定款で1年と定めています。さらに、取締役会の諮問機関として社外役員2名を含む3名からなる報酬委員会を設置し、常勤取締役および執行役員の処遇の大綱ならびにその運用について審議し、適正化に資しています。

当社の監査役は、常勤監査役2名、非常勤である社外監査役3名であり、これら5名で監査役会を構成しています。さらにグループ会社の監査役を含めたグループ監査役会を設置し、グループ監査体制の強化を図っております。

これらの体制を整備、強化することにより、業務執行の敏速性および機動性を維持しつつ、企業統治体制の強化と責任の明確化を図り、当社グループの企業価値向上に資する効率的かつ透明性の高い企業経営を実現いたします。

3. 本プランの導入目的

前述の通り4つの事業セグメントで構成された当社グループは、幅広いノウハウと豊富な経験を有し、国内外のお客さまの間には、顧客ニーズの実現と製品の安定供給を通じて高い信頼関係が築かれております。さらに、各事業はマーケティング、技術開発、ものづくり等において相互に有機的に作用し、当社独特のシナジーを生み出しております。

このような状況のなかで、当社は、当社株式の適正な価値を株主の皆さまや投資家の皆さまにご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆さまが短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。

さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆さまにとっても、大規模買付行為が当社グループに与える影響や、当社グループの従業員、顧客および取引先等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主の皆さまにとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に、株主の皆さまの判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、独立した外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し公表いたします。さらに、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆さまに対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆さまは、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が提示された場合には）その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会が得られることとなります。

そこで、当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社および当社株主さま全体の利益に合致すると考え、以下の内容の事前の情報提供に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することといたしました。

なお、現時点において、当社株式について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

また、平成19年3月31日現在における当社の大株主の状況は、「当社株主の状況」（別紙1）のとおりです。

4. 本プランの内容

本プランの具体的内容は以下のとおりですが、本プランに関する手続きの流れの概要をまとめたフローチャートは（別紙2）のとおりです。

(1) 本プランの概要

① 本プランの概要

本プランは、当社グループの企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為（4.(2)において定義されます。）が行われる場合に、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）に対し、〔1〕事前に大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、〔2〕大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、〔3〕株主の皆さまへの当社経営陣の計画や代替案等の提示、および大規模買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。

② 独立委員会の設置と独立委員会への諮問

大規模買付者が本プランに定められた手続を遵守したか否か、大規模買付行為が当社グループの企業価値または株主の皆さまの共同の利益を著しく損なうか否か、および対抗措置を執るか否かの検討ならびに判断については、その客観性、公正さ、および合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、当社取締役会は、かかる独立委員会に必ず諮問することといたします。

独立委員会は、当社の取締役、監査役、従業員等に必要に応じて独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めながら、取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。この勧告は公表されるものとし、当社取締役会は、かかる勧告を最大限尊重して対抗措置の発動または不発動につき速やかに決議を行うものとし、ます。

取締役会の決議に際しては独立委員会による勧告を最大限尊重し、必ずこのような独立委員会の勧告手続を経なければならないものとするにより、取締役会の判断の客観性、公正さ、および合理性を確保する手段として機能するよう位置付けています。

なお、当社取締役会が諮問する、かかる例外的な対抗措置の具体的内容については後記4.(7)をご参照ください。

(2) 対象となる大規模買付行為

本プランは、以下のいずれかに該当し、またはその可能性がある行為がなされ、またはなされようとする場合（以下「大規模買付行為」といいます。）を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等^{注1}に関する大規模買付者の株券等保有割合^{注2}が20%以上となる当該株券等の買付その他の取得^{注3}
- ② 当社が発行者である株券等^{注4}に関する大規模買付者の株券等所有割合^{注5}とその特別関係者^{注6}の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付その他の取得^{注7}
- ③ 当社が発行者である株券等に関する大規模買付者が、当社の他の株主との間で当該他の株主が当該大規模買付者の共同保有者に該当することとなる行為を行うことによ

り、当該大規模買付者の株券等保有割合が20%以上となるような行為^{注8}

注

¹ 証券取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下本プレスリリースにおいて別段の定めがない限り同じとします。

² 証券取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下本プレスリリースにおいて同じとします。なお、かかる株券等保有割合の計算上(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、ならびに(ii)買付者等との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに買付者等の公開買付代理人および主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」といいます。）は、買付者等の共同保有者（証券取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいいます。以下同じ。）とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

³ 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有することおよび証券取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。

⁴ 証券取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。②において同じとします。

⁵ 証券取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下本プレスリリースにおいて同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

⁶ 証券取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)同法第27条の23第5項に定義される共同保有者および(ii)契約金融機関等は、買付者等の特別関係者とみなします。以下本プレスリリースにおいて同じとします。

⁷ 買付けその他の有償の譲受けおよび証券取引法施行令第6条第2項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

⁸ 当該大規模買付者が当該他の株主との間で行う株券等の取得もしくは譲渡または当社の株主としての議決権その他の権利の行使に関する合意その他証券取引法第27条の23第5項および同条第6項にかかる共同保有者に該当することとなる行為の一切をいいます。

(3) 情報提供の要求

大規模買付者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、大規模買付行為の実行に先立ち、当社に対して、当社株主の皆さまの判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）および大規模買付者が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。意向表明書には、大規模買付ルールを遵守する旨の誓約の他、大規模買付者の氏名または名称、住所または本店・事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先等も明示していただきます。

なお本必要情報および意向表明書における使用言語は日本語に限ります。

本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によつ

て異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者およびファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（大規模買付者の具体的名称、事業内容、資本構成、財務内容、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の種類および価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性、取得完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由等を含みます。）
- ③ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して証券取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じ。）の有無、ならびに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様および内容
- ④ 当社株式の取得対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等）および取得資金の裏付け（実質的提供者を含む資金の提供者の具体的名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無および内容ならびに関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、資本政策、配当政策、資産活用策（大規模買付行為完了後における当社グループの資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）等
- ⑥ 大規模買付行為完了後における当社グループの従業員、取引先、顧客、工場等が所在する地方公共団体その他の当社グループに係る利害関係者との関係の変更の有無およびその内容、またはそれらへの対応方針
- ⑦ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための方策
- ⑧ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、当初意向表明書により提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは本必要情報として不十分と認められる場合には、当社取締役会は、不備のない適切な意向表明書を当社取締役会が受領した日から原則として5営業日以内に、書面により、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆さまの判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会または独立委員会が適切と判断する時点で、当社取締役会がその全部または一部を開示します。

また、当社取締役会は、本必要情報を受領した場合は、速やかにこれを独立委員会に提供します。独立委員会は、本必要情報および意向表明書に記載の内容が不十分であると判断した場合は、大規模買付者に対し、適宜合理的な期限を定めた上、直接または間接に本必要情報を追加提出するように求めることがあります。

当社取締役会または独立委員会が本必要情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、直ちにその旨を法令および関係する証券取引所の規則に従って、当社株主の皆さまに対して開示いたします。

(4) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対して本必要情報および意向表明書の提供を完了した後 60 営業日を当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定いたします。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。なお、かかる取締役会評価期間は、当社グループを構成する4つの事業セグメントが、それぞれ独自の市場を形成し優良顧客との信頼関係を築いていること、また、相互に有機的に作用し独特のシナジーを生み出していることなどから多岐にわたる検討が必要であり、意見形成、代替案立案等の難易度などを勘案して設定したものです。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益の確保・向上の観点から評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うものとします。当社取締役会が評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うにあたっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場である専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得るものとします。なおかかる費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、すべて当社が負担するものとします。

独立委員会は、当社取締役会に対しても、取締役会検討期間内に大規模買付行為の内容に対する意見ならびにその根拠資料、代替案、その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等の提示を求めることができるものとします。

なお独立委員会が取締役会評価期間内に下記(5)記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大 30 営業日延長することができるものとします。（なお、更なる期間の延長を行う場合においても同様とします。）当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当社は、直ちにその旨を法令および関係する証券取引所の規則に従って、当社株主の皆さまに対して開示いたします。

(5) 独立委員会の勧告手続および当社取締役会による決議

① 独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、以下に定めるところにより、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。

ア. 大規模買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合

大規模買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合には、独立委員会は原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに定められた手続が遵守されている場合であっても、独立委員会は、大規模買付行為が当社グループの企業価値または株主の皆さまの共同の利益を著しく損なうと判断したときは、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社グループの企業価値または株主の皆さまの共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

(ア) 次の(a)から(d)までに掲げる行為等により当社グループの企業価値または株主の皆さまの共同の利益に対する著しい侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合

- (a) 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
 - (b) 会社を一時的に支配して、会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業機密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させるなど会社の犠牲の下に大規模買付者の利益を実現する経営を行うような行為
 - (c) 会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (d) 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (イ) 強圧的二段階買付け（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）、部分的公開買付け（当社株券等のすべてではなく、その一部のみを対象とする公開買付け。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大規模買付行為である場合
- (ウ) 当社グループの持続的な企業価値増大の実現のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、債権者等の当社グループに係る利害関係者との関係を破壊し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす大規模買付行為である場合
- (エ) 大規模買付行為の条件（対価の種類・価額、大規模買付行為の時期、買付方法の適法性、大規模買付行為の後における当社グループの従業員、顧客、取引先等のステークホルダーへの対応方針等を含みます。）が当社グループの本源的価値に鑑み著しく不十分または不適当な大規模買付行為である場合
- (オ) 大規模買付者の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として実質的に見て不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- (カ) 法令または当社の定款に違反する大規模買付行為である場合
- (キ) その他(ア)ないし(カ)に準ずる場合で、当社グループの企業価値または株主の皆さまの、共同の利益を著しく損なうと判断される場合

イ. 大規模買付者が本プランに定められた手続を遵守しない場合

大規模買付者により、本プランに定める手続が遵守されない場合で、当社取締役会がその是正を書面により要請した後 5 営業日以内に是正がなされない場合には、独立委員会は、当社グループの企業価値または株主の皆さまの共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白である場合その他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。かかる勧告がなされた場合、当社は、独立委員会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、法令および関係する証券取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

② 当社取締役会による決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行うものとします。なお、当社取締役会は、独立委員会から当社取締役会に対する対抗措置の発動の勧告が行われた後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の決定を行うことができるものとします。これらの決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、法令および関係する証券取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

(6) 本必要情報の変更

前記 4. (3)の規定に従い、当社が本必要情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、当社取締役会または独立委員会が、大規模買付者によって当該本必要情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、従前の本必要情報を前提とする大規模買付行為（以下「変更前大規模買付行為」といいます。）について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の本必要情報を前提とする大規模買付行為について、変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として本プランに基づく手続が改めて適用されるものとします。

(7) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株または新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法令および当社の定款が取締役会の権限として認める措置とします。大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、別紙 5 に記載のとおりです。

5. 株主・投資家の皆さまに与える影響等

(1) 本プランの株主・投資家の皆さまに与える影響等

本プランは、当社株主の皆さまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の大規模買付行為に対する意見を提供し、さらには、当社株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆さまは、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社グ

ループの企業価値および株主の皆さまの共同の利益の確保・向上につながるものと考えます。従いまして、本プランの設定は、当社株主および投資家の皆さまが適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主および投資家の皆さまの利益に資するものであると考えております。

なお、前記4.において述べたとおり、大規模買付者が本プランに定められた手続を遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆さまにおかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆さまに与える影響等

当社取締役会は、企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保・向上することを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を執ることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社の株主の皆さま（本プランの定める手続に違反した大規模買付者および当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社は、当社取締役会が具体的対抗措置を執ることを決定した場合には、法令および関係する証券取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合であって、当該新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が当該新株予約権の無償割当てを中止し、また無償割当てされた当該新株予約権を無償取得する場合には、結果として一株当たりの株式の価値の希釈化は生じないことから、一株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆さまは、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 対抗措置の発動に伴って株主の皆さまに必要なとなる手続

対抗措置として、当社取締役会において、新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権の無償割当てに係る基準日を公告いたします。基準日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆さまに新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆さまにおかれましては、速やかに株式の名義書換手続を行って頂く必要があります。（なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券につきましては、名義書換手続は不要です。）

なお、割当て方法、名義書換方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、対抗措置の発動に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆さまに対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

6. 本プランの有効期間等

本プランの有効期間は、本定時株主総会から、3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会の決議または当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。また、当社は、当社取締役会において、本プランの有効期間中に独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事

実および変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

7. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省および法務省が平成 17 年 5 月 27 日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（[1] 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、[2] 事前開示・株主意思の原則、[3] 必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、高度な合理性を有するものです。

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上

本プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆さまが適切に判断されること、当社取締役会が独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を当社株主の皆さまに対して提示すること、あるいは、当社株主の皆さまのために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社グループの企業価値および株主の皆さまの共同の利益の確保・向上を目的として導入されるものです。

(2) 事前の開示

当社は、株主および投資家の皆さまならびに大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆さまに適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も、法令および関係ある証券取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

(3) 株主意思の重視

当社は、本プランについての株主の皆さまのご意思を確認するために、本定時株主総会において本プランの導入についての当社株主の皆さまのご意思を反映させていただきます。

前記 6. 記載のとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの廃止が決定された場合には、その時点で本プランは廃止されることになり、その意味で本プランの消長は、株主の皆さまのご意思に基づくこととなっております。

また、前記 6. 記載のとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の取締役会においても廃止が決定された場合にもその時点で本プランは廃止されることとなりますが、当社の取締役の任期は 1 年とされていますので、当社取締役の選任議案を通じて本プランの消長につき 1 年毎に株主の皆さまのご意思が反映されます。

(4) 独立委員会の設置

当社は、前記 4.(1) ②記載のとおり、本プランの必要性および相当性を確保し、経営者の保身のための濫用を防止するために、社外監査役および社外有識者から構成される独立委員会を設置し、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等を含む。）の助言を得ることができ、これにより、独立委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保されます。当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担

保し取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(5) デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、前記6. 記載のとおり、当社の株主総会または株主総会で選任された取締役会によりいつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）またはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

以上

当社株主の状況（平成19年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数

普通株式 400,000,000株

2. 発行済株式の総数

普通株式 127,212,607株

3. 株主数

9,319名

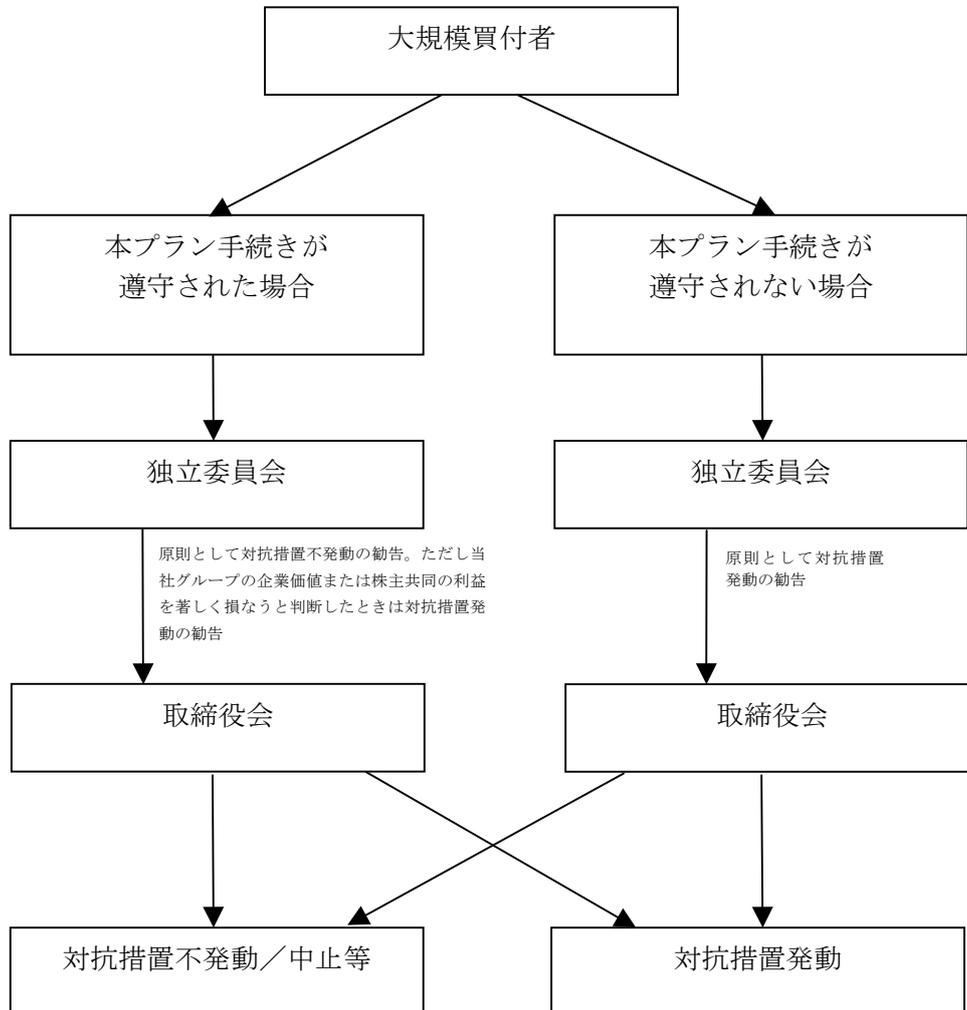
4. 所有者別状況

所有者区分	株主数（名）	所有株式数（千株）	所有株式数割合（%）
個人・その他	8,873	18,923	14.88
金融機関	78	40,537	31.87
その他国内法人	179	28,115	22.10
外国人	156	39,002	30.66
証券会社	31	430	0.34
保管振替機構名義株式	1	6	0.00
自己株式	1	196	0.15
計	9,319	127,209	100

5. 大株主の状況（上位10位）

株主名	所有株式数（千株）	議決権比率（%）
株式会社神戸製鋼所	15,100	12.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （信託口）	9,131	7.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （信託口）	8,983	7.17
帝人株式会社	6,935	5.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （退職給付信託口・株式会社神戸製鋼所口）	4,011	3.20
ベア・スターンズ・アンド・カンパニー	3,989	3.18
ステート・ストリート・バンク・アンド・トラ スト・カンパニー	2,827	2.26
資産管理サービス信託銀行株式会社 （年金信託口）	2,557	2.04
株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ	2,545	2.03
資産管理サービス信託銀行株式会社 （信託B口）	2,373	1.89

本プランの手続きの流れ



※別紙2は、本プランの手続きと流れに関する概要を記載したものです。詳細につきましては、本プレスリリースの本文をご参照ください。

独立委員会規則の概要

1. 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外監査役、社外の有識者から構成し、当社取締役会が選任する。社外の有識者は、実績ある会社経営者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
3. 独立委員会委員の任期は、3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。なお、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外監査役であった独立委員会委員が、監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
4. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値および株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - (1) 対抗措置の発動または不発動
 - (2) 対抗措置の中止またはそれらに類する事項
 - (3) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
5. 上記に定めるところに加え、独立委員会は以下の各号に記載される事項を行うことができる。
 - (1) 本プランの対象となる大規模買付行為への該当性の判断
 - (2) 取締役会評価期間の延長の決定
 - (3) 大規模買付者および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
 - (4) 大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
 - (5) 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - (6) 本プランの修正または変更の承認
 - (7) その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - (8) 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
6. 独立委員会は、大規模買付者に対し、意向表明書および提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、大規模買付者から意向表明書および本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、取締役会評価期間内に、大規模買付者の大規模買付行為の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
7. 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めるこ

とができる。

8. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等を含む。）の助言を得ることができる。
9. 各独立委員会委員は、大規模買付行為がなされた場合、その他いつでも独立委員会を招集することができる。
10. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員のうち過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以上

独立委員会委員略歴

独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

柴山 高一(昭和11年10月2日生)

- 【略歴】昭和35年 4月 山一証券株式会社入社
昭和41年10月 プライスウォーターハウス入社
昭和45年 3月 公認会計士開業登録
昭和58年 8月 税理士登録
平成 9年 7月 プライスウォーターハウス青山コンサルティング株式会社顧問
平成14年 7月 税理士法人中央青山(現税理士法人プライスウォーターハウスグループ) 顧問(現任)
平成15年 6月 ソフトバンク株式会社社外監査役(現任)
平成15年 9月 当社社外監査役(現任)

鶴田 六郎(昭和18年 6月16日生)

- 【略歴】昭和45年 4月 東京地方検察庁検事
昭和62年 9月 法務省刑事局参事官
平成 3年12月 法務大臣官房参事官
平成 4年 4月 東京高等検察庁検事、法務省刑事局刑事課長
平成 8年 4月 最高検察庁検事
平成 9年 6月 佐賀地方検察庁検事正
平成14年 8月 最高検察庁公安部長
平成16年 6月 東京地方検察庁検事正
平成17年 4月 名古屋高等検察庁検事長
平成18年 7月 弁護士登録
平成18年10月 千葉大学法科大学院教授就任(現任)

新堀 聰(昭和9年 6月13日生)

- 【略歴】昭和33年 4月 三井物産株式会社入社
昭和50年12月 ハーバード大学経営大学院(ビジネススクール)において
PMD(Program for Management Development)修了
昭和60年10月 米国三井物産株式会社上級副社長兼サンフランシスコ支店長
平成 3年10月 株式会社三井物産貿易経済研究所代表取締役社長兼研究所長
平成 5年 4月 日本大学商学部教授
平成 5年 9月 早稲田大学より博士(商学)の学位を授与
平成 7年 9月 日本大学商学部商学研究所長
平成16年 6月 日本大学商学部教授を退職
平成17年 4月 日本大学大学院商学研究科客員教授(現任)

以上

新株予約権の無償割当てをする場合の概要

1. 割当対象株主

取締役会で定める基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社が有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをする。

2. 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である当社普通株式の数は1株とする。ただし、当社が株式を分割または株式併合等行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

取締役会において別途定める。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は金1円を下限として当社普通株式1株の時価の2分の1を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は取締役会において、別途定めるものとする（なお、(I)特定大量保有者、(II)特定大量保有者の共同保有者、(III)特定大規模買付行為者、(IV)特定大規模買付行為者の特別関係者、もしくは(V)上記(I)ないし(IV)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または(VI)上記(I)ないし(V)に該当する者の関連者（以下、(I)ないし(VI)に該当する者を「非適格者」という。）による権利行使は認められないとの行使条件を付すこともあり得る）。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- ① 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（証券取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4頁に定義される。以下同じ。）が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。
- ② 「共同保有者」とは、証券取引法第27条の23第5項に定義され、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）。
- ③ 「特定大規模買付行為者」とは、公開買付け（証券取引法第27条の2第6

項に定義される。)によって当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義される。以下本③において同じ。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義される。以下同じ。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして証券取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。)に係る株券等の株券等所有割合(証券取引法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。)がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。)をいう。

- ④ 「特別関係者」とは、証券取引法第27条の2第7項に定義される者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
- ⑤ 「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。

7. 当社による新株予約権の取得

- (1) 当社は、大規模買付者が本プランに定める手続を遵守しない行為を行った日その他の一定の事由が生じることまたは取締役会が別に定める日が到来することのいずれかを条件として、取締役会の決議に従い、新株予約権の全部または非適格者以外の新株予約権者が所有する新株予約権についてのみを取得することができる旨の取得条項を取締役会において付すことがあり得る。
- (2) 前項の取得条項を付す場合には、非適格者以外の新株予約権者が所有する新株予約権を取得するときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権1個につき予め定める数の当社普通株式(以下「交付株式」という。)を交付し、非適格者にあたる新株予約権者が所有する新株予約権を取得するときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約1個につき交付株式の当該取得時における時価に相当する価値の現金、債券、社債もしくは新株予約権付社債その他の財産、または当該新株予約権に代わる新たな新株予約権(これらの全部または一部を当社普通株式に代えることもあり得る。)を交付する旨の定めを設けることができる場合がある。

8. 新株予約権の無償取得事由(対抗措置の廃止事由)

以下の事由のいずれかが生じたときは、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

- (1) 株主総会において大規模買付者の買収提案について普通決議による賛同が得られた場合
- (2) 株主総会において大規模買付者の提案に係る取締役候補者全員が取締役として選任された場合
- (3) その他取締役会が別途定める場合

9. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、取締役会において別途定めるものとする。

以上